**政令第二百九十九号**

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一平成十八年三月の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 平成二十七年三月 | 四千三百八十七万円 |

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

# 告　示

**○国家公安委員会告示第二十八号**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十六日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　小林　茂樹

(二)　変更後の代表者の氏名　三枝　義彦

二　変更を行った年月日　平成二十七年六月二十二日

**○総務省告示第二百九十一号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月二十六日

総務大臣　山本　早苗

**○政治資金適正化委員会告示第五十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

| 登録番号 | 氏　名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 七三八 | 黄海　健一 | 二七、八、一一 | 本人からの申請 |
| 二八六七 | 宮崎　邦夫 | 二七、八、一一 | 本人からの申請 |

| | |
|---|---|
| 一　名　称 | 平成二十七年度米国における実動訓練部隊 |
| 二　国外派遣期間 | 平成二十七年八月二十七日から平成二十七年九月二十九日まで |
| 三　派遣人数（概数） | 五十人程度 |
| 四　派遣地域 | アメリカ合衆国ワシントン州 |

**○総務省告示第二百九十二号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月二十六日

総務大臣　山本　早苗

| | |
|---|---|
| 一　名　称 | 平成二十七年度豪州における実動訓練部隊 |
| 二　国外派遣期間 | 平成二十七年九月一日から平成二十七年九月十九日まで |
| 三　派遣人数（概数） | 四十人程度 |
| 四　派遣地域 | オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州 |

**○法務省告示第四百三十九号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十六日

法務大臣　上川　陽子

別表第一北海道日本語学院札幌本校の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 東川町立東川日本語学校 | 北海道 |

別表第一鹿島学園日本語学校の項を削り、同表ＮＩＰＰＯＮ実学院の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ＮＩＰＰＯＮ文化学院 | 群馬県 |

別表第一東京教育文化学院所沢校の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 浦和国際学院浦和校 | 埼玉県 |
| 東京国際学園日本語学校 | 埼玉県 |

別表第一学校法人瀧澤学園千葉モードビジネス専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 日本語国際学院 | 千葉県 |
| めいと日本語学院 | 千葉県 |

別表第一ＡＴＩ東京日本語学校の項中「ＡＴＩ東京日本語学校」を「ＪＩＮ東京日本語学校」に改め、同表ＮＩＰＰＯＮ文化学院の項を削り、同表西東京国際カレッジの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 東京国際知識学院 | 東京都 |
| 明新日本語学校 | 東京都 |
| 名進日本語学校 | 東京都 |
| 東京上野日本語学院 | 東京都 |
| エリザベス・インターナショナル・アカデミー | 東京都 |
| 行知学園日本語学校 | 東京都 |
| ＳＴＧ国際学院 | 東京都 |
| 明晴国際語学院 | 東京都 |

別表第一富山国際学院の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 富士山外国語学院 | 富山県 |